

# 京都府における地球温暖化対策条例（仮称）のあり方について

答 申 案

平成17年7月20日

京都府環境審議会 企画部会

## **用語の解説**

### **(1) 地球温暖化**

- ・人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象。

### **(2) 地球温暖化対策**

- ・温室効果ガスの排出の抑制及び吸収作用の保全・強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組。

### **(3) 温室効果ガス**

- ・二酸化炭素
- ・メタン
- ・一酸化二窒素
- ・ハイドロフルオロカーボンのうち地球温暖化対策推進法施行令で定めるもの
- ・パーフルオロカーボンのうち地球温暖化対策推進法施行令で定めるもの
- ・六ふっ化硫黄

### **(4) 温室効果ガスの排出**

- ・人の活動に伴って発生する温室効果ガスの大気中への排出、放出若しくは漏出、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）の使用。

# 目 次

はじめに	1
1 条例制定の背景と目的	2
2 条例の目標と達成手段	2
(1) 温室効果ガス排出量の現状	2
(2) 温室効果ガスの削減の数値目標	4
(3) 目標の達成手段	4
3 責務と役割	4
・行政、事業者、府民、観光旅行者等及び環境保全活動団体の責務と役割	4
4 地球温暖化対策推進計画の策定等	5
(1) 地球温暖化対策推進計画の策定	5
(2) 地球温暖化対策計画を作成するための指針の策定	5
(3) 年次報告	5
5 府による地球温暖化対策	5
(1) 取組の基本	5
(2) 地球温暖化防止に関する府の施策	5
(3) 府の事務・事業における取組	5

<b>6 地球温暖化対策（分野別）</b>	<b>5</b>
(1) <u>事業活動に係る地球温暖化対策</u> -----	5
(2) <u>建築物に係る地球温暖化対策</u> -----	6
(3) <u>自動車交通に係る地球温暖化対策</u> -----	7
(4) <u>電気機器等に係る地球温暖化対策</u> -----	8
(5) <u>自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策</u> -----	9
(6) <u>廃棄物の発生抑制等の促進による地球温暖化対策</u> -----	9
(7) <u>環境教育・環境学習の推進</u> -----	9
(8) <u>森林の保全・整備</u> -----	10
(9) <u>環境産業の育成</u> -----	10
(10) <u>国際環境協力の推進</u> -----	10
<b>7 条例の推進方策</b>	<b>11</b>
(1) <u>推進体制の整備</u> -----	11
(2) <u>施策の評価及び見直し</u> -----	11
(3) <u>条例の実効性の確保</u> -----	11
<b>8 その他の留意事項</b>	<b>12</b>
(1) <u>条例の形式</u> -----	12
(2) <u>政策統合の推進</u> -----	12
(3) <u>対象規模以下の事業者に対する取組の促進</u> -----	12
(4) <u>条例の効果的・効率的な運用</u> -----	12
<b>条例化を検討すべき地球温暖化対策</b>	<b>13</b>
<b>参考意見</b> 地球温暖化対策に係る支援施策	<b>14</b>

## はじめに

- ・ 京都府環境審議会（会長：内藤正明 佛教大学教授、京都大学名誉教授）は、京都府知事から諮問を受けた「京都府における地球温暖化対策のための条例のあり方」について審議を重ね、この度、以下のとおり答申をとりまとめた。
- ・ 本審議会は、京都府が、この答申をもとに、早期に条例による制度化を図り、京都議定書誕生の地にふさわしい、より実効性のある地球温暖化対策を積極的に推進されることを強く期待する。
- ・ なお、本審議会では、条例のあり方の検討と合わせて、条例のより効果的な運用に必要な支援施策について検討を行い、別添のとおり参考意見をとりまとめたので、今後の政策立案・政策運営の参考にいただければ幸いである。

平成17年7月20日

京都府環境審議会  
会長 内藤正明

### [審議経過]

平成17年3月 3日	京都府知事から「京都府における地球温暖化対策のための条例のあり方について」諮問（環境審議会から企画部会に付議） 企画部会開催（専門委員会を設置）
3月30日	第1回専門委員会開催（進め方、現状と課題）
4月11日	第2回 // （家庭対策）
4月27日	第3回 // （事業者対策）
5月17日	第4回 // （推進体制、数値目標の考え方）
5月30日	第5回 // （論点整理）
6月16日	第6回 // （論点整理、中間まとめ案）
6月22日	環境審議会企画部会・専門委員会合同会議（中間まとめ）
7月13日	第7回 // （答申案）
7月20日	環境審議会企画部会（答申まとめ）→ 知事へ答申

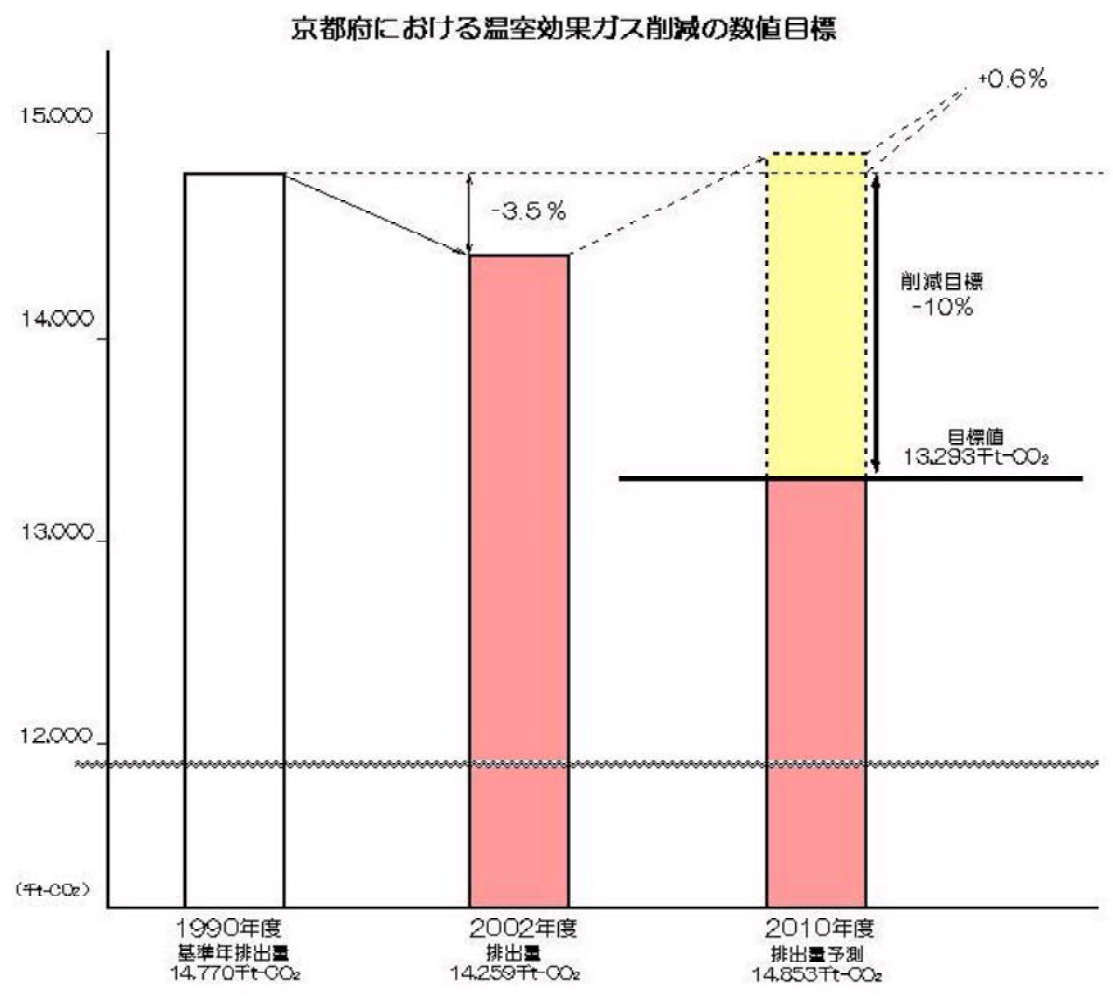
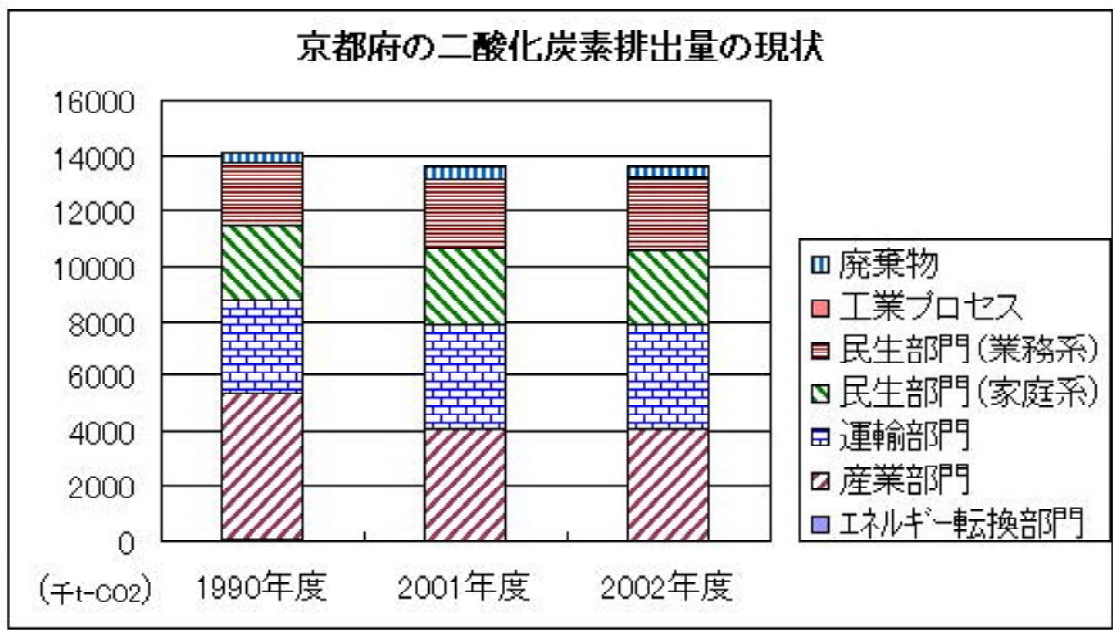
## 1 条例制定の背景と目的

- ・環境は、あらゆる生命の母胎であり、存続の基盤である。しかしながら、人類の活動は地球全体の環境に影響を及ぼす規模にまで拡大し、近年、世界各地で頻発している異常気象に見られるように、地球温暖化は現実の脅威となってきている。
- ・地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる我々の使命である。我々は、たゆまぬ努力と叡智を結集し、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極目的である気候の安定化に向けて、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な脱温暖化社会を実現していかなければならない。
- ・京都府は、京都市域に人口や産業の半数以上が集中する一方、府域の75%が森林に覆われ、農山村地域が広い面積を占めるなど、都市と農山村とが共存する特色ある地域構造を有し、多様な自然や風土が、独自の文化をはぐくみ、美しい環境を形成してきた。
- ・また、「もったいない」や「ほんまもん」という言葉に代表される、よいものを大切に長く使う生活文化を継承し、実践してきた。
- ・京都議定書が発効した今、私たち京都府民は、脱温暖化社会への第一歩として、2010（平成22）年度（京都議定書の第一約束期間の中間年度）を目標年度とする地球温暖化対策に全力を挙げて取り組むことにより、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意した。
- ・このような認識の下に、府域の特性を踏まえた地球温暖化対策の基本となる事項を定めるとともに、府、市町村、事業者、府民、観光旅行者等の滞在者、環境保全活動団体の責務と役割を明らかし、参加と協働による取組を一層促進していくことにより、府域の持続的な発展を実現し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献していくため、この条例を制定する。

## 2 条例の目標と達成手段

### (1) 温室効果ガス排出量の現状

- ・京都府内の温室効果ガスの排出量は、2002（平成14）年度で14,259千t-CO<sub>2</sub>と、基準年度（1990（平成2）年度）比で約3.5%の減少となっている。
- ・部門別の排出量は、産業部門からの排出が29.5%、運輸部門は28.1%、民生部門の家庭系は20.1%、業務系は19.1%となっている。基準年度比で、産業部門が24.3%の減少、運輸部門が10.3%の増加、家庭系が1.6%の増加、業務系が17.5%の増加となっている。
- ・部門別の排出量を全国と比較すると、京都府では、産業部門の割合が低く、運輸部門や民生部門の家庭系、業務系の割合が高くなっている。
- ・また、排出量の変動の主な要因を部門別に見ると、産業部門では、景気の減退による産業活動の縮小や府外への工場移転などによるほか、重油から天然ガスへのエネルギー転換、エネルギー使用の合理化が進展したことなどが考えられる。運輸部門では自動車（自家用車）の保有台数の増加や大型化等が、家庭系ではエアコンや冷蔵庫などのエネルギー消費の多い電気機器等の保有台数の増加や大型化等が、業務系ではオフィスビルなどの業務用の建築物の床面積の増大や空調設備等の増加等により、それぞれエネルギー消費量が増加したものと推測される。
- ・現状の対策のまま推移すると仮定すると、京都議定書の第一約束期間の中間年度である2010（平成22）年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度比で約0.6%増加するものと推計される。



※「京と地球の共生計画」における削減目標 -8%

## (2) 温室効果ガス削減の数値目標

- ・地球温暖化の防止は、社会を構成するすべての主体が、自らの問題として認識し、共通の目標の下で、それぞれの立場に応じた責任と役割を果たしていくことが求められている。
- ・このため、条例において、府内における温室効果ガス削減の数値目標を定めるとともに、地球温暖化の防止に向けた各主体の責務と役割を明らかにすることにより、相互に連携・協働した取組を一層促進していく必要がある。

### — <削減目標：10%> —

府内における温室効果ガスの排出総量について、2010（平成22）年度において1990（平成2）年度に比べて10%削減をめざす。

部門別（産業、運輸、家庭、業務）の削減目標は、地球温暖化対策推進計画で定めるものとする。

## (3) 目標達成の手段

府は、府民等あらゆる主体の参加と協働の下で、地球温暖化対策を推進することにより、温室効果ガス削減の数値目標の達成をめざす。

## 3 責務と役割

### ・行政、事業者、府民、観光旅行者等及び環境保全活動団体の責務と役割

#### — <府の責務> —

地球温暖化の防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施すること。

市町村の施策の実施を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うこと。（地球温暖化対策推進法に基づく総合的かつ計画的な施策及び実行計画の策定の支援等）

地球温暖化の防止に関する府民等の自主的な活動に対する支援を行うこと。

施策の策定や実施に当たっては、市町村、事業者、府民、環境保全活動団体等と連携し、協働して取り組むこと。

府自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減及び吸収作用の保全・強化の措置を講ずること。

#### — <事業者の責務> —

地球温暖化の防止に関する理解を深め、その事業活動や地域社会において地球温暖化の防止に自主的かつ積極的に取り組むこと。

#### — <府民の責務> —

地球温暖化の防止に関する理解を深め、その日常生活や地域社会において地球温暖化の防止に自主的かつ積極的に取り組むこと。

#### — <観光旅行者等の責務> —

地球温暖化の防止に自主的かつ積極的に取り組むこと。

#### — <環境保全活動団体の役割> —

自主性及び自立性の下に、地球温暖化の防止を図るための取組を行うとともに、環境保全活動団体相互の交流及び連携を促進すること。

府民等の地球温暖化の防止に関する理解を深め、参加及び協働を促進すること。



## 4 地球温暖化対策推進計画の策定等

### (1) 地球温暖化対策推進計画の策定

府は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出量の削減目標、地球温暖化対策に関する基本方針等を定めた地球温暖化対策推進計画を策定

### (2) 地球温暖化対策計画を作成するための指針の策定

府は、事業者等が事業活動、建築物の新築等及び自動車等の使用に係る地球温暖化対策計画を作成するための指針（ガイドライン）を策定

### (3) 年次報告

府は、府内における温室効果ガスの総排出量や分野ごとの排出量、地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価について、毎年度、報告書を作成し、公表

## 5 府による地球温暖化対策

### (1) 取組の基本

府は、すべての政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクルの全過程において地球温暖化を防止する観点からの点検等の取組を推進

### (2) 地球温暖化防止に関する府の施策

府は、6に掲げる地球温暖化対策に係る施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、これに必要な助成等の措置を実施

### (3) 府の事務・事業における取組

府の事務・事業においても、地球温暖化対策推進法に定める実行計画に基づき、率先して地球温暖化対策を推進

## 6 地球温暖化対策（分野別）

### (1) 事業活動に係る地球温暖化対策

#### ア 課題

- ・産業部門においては、事業者自らが事業活動に係る温室効果ガスの排出量を把握するとともに、企業の社会的責任（CSR）の下で、自主的・計画的な地球温暖化対策を着実に積み重ねていくことが求められている。
- ・このため、環境経営の基礎となる環境マネジメントシステムの導入や、環境報告書の作成、公表等の取組を促進するとともに、特に、温室効果ガスの排出量が多い一定規模以上の事業者や電気事業者に対しては、温室効果ガス排出量の報告や削減計画等の作成、提出を求め、府が、当該計画の内容や達成状況等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の自主的・計画的な取組を促進していくことが必要である。

## イ 対 策

### ・環境経営の取組促進

事業者に対する温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制等地球温暖化対策の推進 <努力義務>

事業者に対する環境マネジメントシステム（ISO14001、KES）の導入 <努力義務>

事業者に対する環境報告書の作成、公表等（事業活動に関する環境情報の提供） <努力義務>

### ・事業活動に係る温室効果ガス排出量の削減の仕組みづくり

一定規模以上の事業者に対する事業所ごとの温室効果ガス排出量の報告、削減計画等の作成、提出、公表 <義務化>

※「一定規模以上の事業者」は、府内の事業所における原油換算のエネルギー使用量の合算が1,500kl/年以上（燃料＋電気）の事業者を想定

電気事業者に対する発電に伴う温室効果ガス排出量の報告、削減計画等の作成、提出、公表 <義務化>

※「電気事業者」は、府内に電気を供給する電気事業法に基づく一般電気事業者及び特定規模電気事業者

府による大規模事業者及び電気事業者に係る報告・計画等の公表

## (2) 建築物に係る地球温暖化対策

### ア 課 題

- ・ 民生部門においては、その主な増加要因である業務用建築物の床面積の増加に対し、断熱や空調設備等の省エネルギー化を促進するとともに、住宅においても、省エネルギー性能の高い窓ガラスやサッシ等の普及を図ることにより、建築物の環境性能を向上していくことが求められている。
- ・ このため、建築物の新增改築時を捉えて、環境性能の向上や緑化を促進するとともに、特に、環境への負荷が大きい一定規模以上の建築物に対しては、温室効果ガス排出量の削減計画等の作成、提出や、地球温暖化防止の視点にヒートアイランド対策を組み込んだ建築物の屋上等の緑化を求め、府が、当該計画の内容等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、建築物の環境性能の向上を促進する必要がある。

### イ 対 策

#### ・建築物の環境配慮の促進

建築物の新增改築時における環境性能の向上 <努力義務>

建築物の緑化の推進 <努力義務>

#### ・建築物の環境性能を向上させる仕組みづくり

一定規模以上の建築物の新增改築又は大規模修繕を行う建築主に対する温室効果ガス排出量の削減計画等の作成、提出、公表 <義務化>

※「一定規模以上の建築物」は、延床面積が2,000㎡以上の建築物を想定

一定規模以上の建築物の新增改築を行う建築主に対する屋上等の緑化（又は自然エネルギーの利用）計画の作成、提出、公表 <義務化>

※「一定規模以上の建築物」は、敷地面積又は建築面積を基準に検討

府による一定規模以上の建築物に係る温室効果ガスの排出量削減計画及び屋上等の緑化（又は自然エネルギーの利用）計画の公表

住宅メーカー等に対する環境性能の高い建築物の開発・提供 <努力義務>

### (3) 自動車交通に係る地球温暖化対策

#### ア 課題

- ・運輸部門においては、公共交通機関への利用転換やエコドライブの推進、アイドリングストップの徹底を図るとともに、特に、温室効果ガスの排出量が多い一定規模以上の事業者に対しては、温室効果ガス排出量の報告や削減計画等の作成、提出を求め、府が、当該計画の内容や達成状況等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の自主的・計画的な取組を促進していくことが必要である。
- ・また、自動車販売店に対して、店頭において自動車に関する適切な環境情報の提供を求めるなど、低公害車の一層の普及を促進する必要がある。

#### イ 対策

- ・自動車の適切な使用等による温室効果ガス排出量の削減

自動車の使用抑制、公共交通機関への利用転換、自転車の利用の促進、徒歩の励行 <努力義務>

エコドライブの推進（適切な使用、整備及び運転等） <努力義務>

アイドリングストップの徹底 <義務化>  
※運転者（府民、観光旅行者等）に対する遵守

アイドリングストップの遵守指導 <義務化>  
※事業者に対する従業員への遵守指導

アイドリングストップの周知徹底 <義務化>  
※一定規模以上の駐車場設置者等に対する駐車場利用者への周知徹底

※「一定規模以上の駐車場」は、一定台数以上の駐車場を基準に検討

- ・事業活動に係る温室効果ガス排出量の削減の仕組みづくり

一定規模以上の事業者に対する温室効果ガス排出量の報告、削減計画等の作成、提出、公表 <義務化>

※「一定規模以上の事業者」は、府内で一定台数以上の自動車を使用（所有）する事業者を想定

府による大規模事業者に係る報告・計画等の公表

一定規模以上の事業者に対するエコドライブ推進員の設置 <義務化>

事業者に対する配送の共同化等物流の効率化の推進 <努力義務>

・温室効果ガスの排出の少ない低公害車の普及促進

温室効果ガスの排出の少ない低公害車の購入や使用の促進 <努力義務>

・自動車（低公害車）の環境情報の提供

自動車販売店に対する店頭における購入者への自動車（新車）に関する環境情報の提供、説明 <義務化>

※「自動車販売店」は、府内で自動車（新車）を販売する事業者を想定

一定規模以上の自動車販売店に対する店頭において購入者に自動車（新車）に関する環境情報を適切に説明することができる者（エコカーマイスター）の設置 <義務化>

※「一定規模以上の自動車販売店」は、店頭で展示する又は年間に販売する自動車（新車）の台数等を基準に検討

#### (4) 電気機器等に係る地球温暖化対策

##### ア 課題

- ・家庭においては、府民（消費者）自らも温室効果ガスの排出者であることを自覚し、電気機器等の適切な使用や省エネルギー型電気機器等の購入など、省エネルギーに自主的・積極的に取り組むライフスタイルに転換していくことが必要である。また、業務部門においても、オフィス等において省エネルギー性能の高い電気機器等の普及を図ることにより、エネルギー消費量を抑制していくことが求められている。
- ・このため、意識啓発や環境教育・環境学習の一層の推進に加え、特に、エアコンや冷蔵庫など、エネルギー消費量の多い電気機器等については、家電販売店等に対し、店頭における省エネ性能の表示や購入者への説明を求めるなど、省エネルギー型電気機器等の選択を誘導する適切な情報提供の仕組みづくりを促進する必要がある。

##### イ 対策

・省エネルギー型のライフスタイルへの転換

家庭における温室効果ガスの排出量（電気やガス等のエネルギーの使用量）の把握や排出の抑制等地球温暖化対策の推進 <努力義務>

電気機器等の適切な使用等による省エネルギーの推進 <努力義務>

※「電気機器等」は、電気機器、ガス器具等エネルギーを消費する機械器具

省エネルギー型電気機器等の優先的な使用（購入）の推進 <努力義務>

・省エネルギー型の製品やサービスの普及

事業者に対する省エネルギー型の製品やサービスの開発、提供 <努力義務>

・省エネルギー型電気機器等の選択を誘導する適切な情報提供の仕組みづくり

家電販売店に対する店頭におけるエアコンや冷蔵庫など、エネルギー消費量の多い電気機器への省エネ性能の表示や購入者への説明 <義務化>

※「家電販売店」は、府内で電気機器等を販売する事業者を想定

一定規模以上の家電販売店に対する店頭において省エネ性能を適切に説明することができる者（省エネマイスター）の設置 <義務化>

※「一定規模以上」は、店頭で展示する又は年間に販売するエアコンや冷蔵庫等の特定の電気機器の台数等を基準に検討

電気・ガス会社等に対する消費者への省エネルギー情報の提供 <努力義務>

## (5) 自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策

### ア 課題

- ・自然エネルギーは、環境に与える負荷が少ないエネルギーとして、地球温暖化対策を推進する上で大きな効果が期待される。
- ・このため、府域の資源や特性を活かした自然エネルギーの導入普及を一層促進するとともに、特に、自らの発電や買取を通じて自然エネルギーの導入普及のけん引役を果たす電気事業者に対して、自然エネルギーの一層の利用を促進する必要がある。

※「自然エネルギー」は、太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等を利用するエネルギー

### イ 対策

- ・自然エネルギーの利用促進

事業活動や日常生活における自然エネルギーの優先的な利用 <努力義務>

電気事業者に対する自然エネルギー導入計画の作成、提出、公表（自らの自然エネルギーの発電や自然エネルギーで発電された電力の買い取り等）  
<義務化>

## (6) 廃棄物の発生抑制等の促進による地球温暖化対策

### ア 課題

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から脱却し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の向上による資源の有効利用やグリーン購入の促進など、循環型社会の形成に向けた取組を促進する必要がある。

### イ 対策

- ・廃棄物の発生抑制等の促進

府民等に対する廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用による資源の有効利用の促進 <努力義務>

- ・グリーン購入の促進

府民等に対するグリーン購入（環境物品等の購入）の促進 <努力義務>

※「グリーン購入」は、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

## (7) 環境教育・環境学習の推進

### ア 課題

- ・環境教育・環境学習は、地球温暖化防止をはじめ、循環型社会の形成や自然との共生など、環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくための基盤である。
- ・このため、幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、学校や職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、多様な主体の参加と協働による環境教育・環境学習を推進する必要がある。

### イ 対策

- ・環境教育・環境学習の推進

府等は、地球温暖化の防止に関する理解と関心を深め、具体的行動を促すことができるよう、幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、学校や職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、多様な主体の参加と協働による環境教育・環境学習を推進 <努力義務>

事業者に対する従業員への環境教育の推進 <努力義務>

大学や短期大学、専修学校に対する学生への環境に配慮した生活を啓発する機会の提供 <努力義務>

#### ・京都地球環境の日の制定

京都議定書が発効した2月16日を「京都地球環境の日」として制定し、府民等に対する地球温暖化の防止についての関心や理解、行動を推進

### (8) 森林の保全・整備

#### ア 課題

- ・緑の象徴である森林の保全・整備は、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策の推進に寄与するとともに、こどもたちの豊かな未来を育む世代を越えた社会基盤である。
- ・林業経営者等の取組だけでは豊かな森林環境を次の世代に引き継いでいくことが困難な状況にあることから、京都の森林環境を府民ぐるみで守り育てる取組を推進する必要がある。

#### イ 対策

- ・府民ぐるみでの森林環境の適切な保全・整備

府は、府民等と連携・協働し、森林の適切な保全や整備の推進による温室効果ガスの吸収を図るための施策を実施

### (9) 環境産業の育成

#### ア 課題

- ・環境と経済の関係をトレードオフの関係ではなく、環境保全の取組を経済発展の新たな基盤として捉え、環境が良くなれば経済も発展する、環境と経済が好循環する社会システムを構築していくことが求められている。
- ・このため、府内の大学や産業界等における地球温暖化防止等に関する世界水準の知見や高度な環境関連技術の集積を活かし、産学公連携の一層の促進による技術革新の振興や環境産業の育成を支援する必要がある。

#### イ 対策

- ・環境産業の育成等

府は、府民等と連携・協働し、地球温暖化の防止に貢献する環境技術の開発や環境産業の育成を支援するための施策を実施

### (10) 国際環境協力の推進

#### ア 課題

- ・地球温暖化の防止は、人類共通の課題であることから、府内の大学や産業界、行政等における地球温暖化防止をはじめとする経験やノウハウ、技術等を活かし、京都議定書誕生の地にふさわしい国際環境協力を推進する必要がある。

## イ 対 策

### ・府民ぐるみでの国際環境協力の推進

府は、府民等と連携・協働し、地球温暖化の防止に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等国際協力を推進するための施策の実施

## 7 条例の推進方策

### (1) 推進体制の整備

#### ・地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するための体制の整備

府は、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するため、地球温暖化推進本部を設置

#### ・京都府地球温暖化防止活動推進センター等の役割と参加・協働による取組の推進

京都府地球温暖化防止活動推進センターは、府域における地球温暖化防止活動の中核的支援組織として積極的な取組を推進

京都府地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化防止活動の指導的役割を發揮

地球温暖化対策地域協議会は、地域における地球温暖化防止活動を担う実践組織として積極的な取組を推進

京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会及び環境保全活動団体は、市町村及びこの取組を支援する府とともに、相互の連携と協働により、地球温暖化防止活動を積極的に推進

### (2) 施策の評価及び見直し

#### ・施策の評価及び見直し

府は、条例の実施状況について定期的に評価・見直しを行うとともに、評価・見直しを行う体制を整備

#### ・条例の見直し

府は、条例の施行状況や地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を踏まえた条例の見直し

※「条例の見直し」は、目標年度である2010年度に向けて適時に行う。その後においても継続的に実施

### (3) 条例の実効性の確保

府は、条例に基づく地球温暖化対策に積極的に取り組む者が、社会や市場で適切に評価される顕彰制度の設置等

府は、条例に基づく計画の提出等を行わなかった者に対する勧告や、正当な理由がなく勧告に従わなかった者に対する氏名等の公表

## 8 その他の留意事項

### (1) 条例の形式

- ・ 条例の形成については、地球温暖化対策に取り組む京都府の決意や姿勢を改めて強くアピールするとともに、府民や事業者に対してもわかりやすい制度とするため、地球温暖化対策に焦点を絞った独立の条例として制定することが適当である。

### (2) 政策統合の推進

- ・ 条例に基づく地球温暖化対策をより実効あるものとしていくためには、条例による規制的手法に加え、自主的手法、情報的手法、経済的手法など多様な政策手段を有効に活用することが必要であり、条例による規制措置と地球温暖化対策プランによる支援施策（インセンティブ）との政策統合（ポリシーミックス）による効果的な対策の推進が必要である。

### (3) 対象規模以下の事業者に対する取組の促進

- ・ 条例での義務化対象規模以下の事業者に対する取組を促進するためには、例えば、事業活動に伴う温室効果ガス削減計画の報告・公表制度について、義務化対象規模以下の事業者の自主的（オープン）参加を可能にし、義務化対象となる大規模事業者と同様に社会や市場で公表・評価される競争的環境を提供することにより、意欲的な中小企業の自主的・主体的な取組を誘導していくことが必要である。
- ・ また、地球温暖化対策に積極的に取り組む中小企業に対しては、技術・経営面からの支援が必要である。

### (4) 条例の効果的・効率的な運用

- ・ 現在、国においては、省エネルギー法等の改正作業が進められており、また、京都市が同様の条例を既に施行していることから、事業者の利便性等を踏まえ、これら国等の制度との整合や府内市町村の取組との連携、協働に努めることが必要である。



## 条例化を検討すべき地球温暖化対策

分野	主 な 内 容	対象者			備 考	勧告公表
		事業者	府 民	観光客		
事業業	温室効果ガス排出状況把握、対策の推進	○				
	環境マネジメントシステムの導入	○				
	環境報告書の作成等	○				
	温暖化対策計画書等の作成等	◎			特定事業者（原油換算1,500kl/年以上使用）	省エネ法 有
	発電に伴う温暖化対策削減計画等の作成等	◎			電気事業者	有
建築物	新增築・改築の際の環境性能の向上	○	○		新增築・改築主	
	省エネ建築物の開発・提供	○			住宅メーカー	
	建築物の環境情報の説明	○			宅建業者	
	温暖化対策計画書の作成等	◎			特定建築主（延床面積2,000㎡以上の新增改築）	省エネ法 有
	建築物の緑化、自然エネルギー利用	○	○			
	建築物の屋上等の緑化等	◎	◎		特定建築主（一定規模以上の敷地面積又は建築面積の建築物の新增改築）	兵庫県 有 東京都
自動車	自動車の使用抑制、適正使用等	○	○	○	自動車使用者	
	アイドリング・ストップ	◎	◎	◎	運転者	
	アイドリング・ストップの遵守指導	◎				有
	駐車場でのアイドリング・ストップ周知	◎	◎		駐車場設置者・管理者（〇〇台以上駐車）	東京都 有
	低公害車の購入・使用	○	○		自動車使用者	
		◎			特定自動車事業者（〇〇台以上保有、〇%以上）	東京都 有
	低公害車の販売実績の報告	△			自動車販売者（知事が求める場合に限る）	
	物流の効率化	○				
	自動車販売者の自動車環境情報説明	◎			自動車販売者	有
	自動車販売者のエコカーマイスターの設置	◎			特定自動車販売者（展示又は年間販売台数で検討）	有
	自動車に係る温暖化対策計画書等の作成等	◎			特定自動車事業者（〇〇台以上保有）	省エネ法 有
エコドライブ推進員の設置	◎			特定自動車事業者（〇〇台以上保有）	有	
電気機器・家庭	エネルギー消費量、温室効果ガス排出量の把握		○		インターネット環境家計簿の活用等	
	電気機器等の適切な使用（省エネ等）	○	○			
	エコ電気機器等の優先的な使用	○	○			
	省エネ製品・サービスの開発・提供	○				
	省エネ情報の提供	○			エネルギー供給事業者（電力・ガス会社等）	
	省エネルギー表示、エネルギー消費効率説明	◎			家電販売者	
自然エネルギー	省エネマイスターの設置	◎			特定家電販売者（展示又は年間販売台数で検討）	有
	優先的利用	○	○			
廃棄物	自然エネルギー導入計画等の作成等	◎			電気事業者	有
	廃棄物の発生抑制、資源の有効利用	○	○	○		
	グリーン購入の促進	○	○			
	環境教育・環境学習の推進	○	○			
	従業員への環境教育	○				
教育	学生への環境生活指導	○			大学、短期大学、専修学校	
	京都地球環境の日の制定	○	○	○		
	センター、推進員、環境団体等の役割・相互連携					
その他	森林の保全・整備・活用等					
	環境産業の育成、環境技術の開発促進					
	国際環境協力の推進					

※ ◎義務、○努力義務

## 参考意見

# 地球温暖化対策に係る支援施策について

## (1) 事業活動に係る地球温暖化対策

### ・環境経営の取組促進

環境マネジメントシステム講習の実施、情報提供 等

省エネ診断、ESCO診断の普及 等

### ・事業活動に係る温室効果ガス排出量の削減の仕組みづくり

温室効果ガス削減計画や達成状況等の公表（客観的評価によるランク付け）  
優良な事業者に対する顕彰制度の充実 等

京都府版：自主参加型地球温暖化対策事業の導入検討

※公募により自主参加する事業者が、省エネルギー設備の導入や自然エネルギーの利用、府内森林の保全・整備、国際環境協力（CDM、JI等）、省エネ技術開発、排出量取引等の多様な手段（オプション）の中から創意工夫による温室効果ガス削減計画を作成し、目標達成をめざす取組に対してインセンティブを付与

## (2) 建築物に係る地球温暖化対策

### ・建築物の環境配慮の促進

環境性能の高い建築物や府内産木材を使用した住宅に対する低利融資制度等の優遇制度の充実 等

### ・建築物の環境性能を向上させる仕組みづくり

建築物の屋上等の緑化や自然エネルギー導入に対する助成制度の検討 等

建築物（マンション、貸ビル、住宅等）の環境性能の評価・認証・表示など情報提供の仕組みづくりの検討 等

## (3) 自動車交通に係る地球温暖化対策

### ・自動車の適切な使用による温室効果ガス排出量の削減

環境的に持続可能な交通（EST）や交通需要マネジメント（TDM）施策の推進（パーク・アンド・ライド等） 等

※「環境的に持続可能な交通」（Environmentally Sustainable Transport）：公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通の実現をめざすもの。

※「交通需要マネジメント」（Transportation Demand Management）：人やものの動きに着目し、便利で快適な移動環境づくりを進めるとともに、まちづくりやくらし、地球温暖化の視点から都市圏における交通問題を改善

をめざすもの。

エコドライブ講習の充実（自動車運転免許取得、更新時等）等

- ・事業活動に係る温室効果ガス排出量の削減の仕組みづくり

エコドライブ推進員の人材育成、認証制度の創設 等

- ・温室効果ガスの排出の少ない低公害車の普及促進

低公害車に関する情報提供の充実（低公害車フェアの開催等）等

- ・自動車（低公害車）の環境情報の提供

エコカーマイスターの人材育成、認証制度の創設 等

#### (4) 電気機器等に係る地球温暖化対策

- ・省エネルギー型のライフスタイルへの誘導

インターネット環境家計簿の普及、省エネ診断の実施 等

- ・消費者への省エネルギー型電気機器等の選択を誘導する適切な情報提供

省エネラベル制度（京都省エネラベル協議会等）の普及促進  
※省エネラベリング：消費者が電気機器等を購入する際に、製品の省エネルギー性能や使用時の電気代（ライフサイクルコスト）、製品間の比較等が容易にできる情報提供のツール

省エネマイスターの人材育成、認証制度の創設 等

#### (5) 自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策

- ・自然エネルギーの利用促進

府内における自然エネルギーの利用を総合的かつ計画的に推進するための指針「京都・自然エネルギービジョン」の策定、推進

自然エネルギー導入に係る情報提供、助成制度の充実 等

#### (6) 廃棄物の発生抑制等の促進による地球温暖化対策

- ・廃棄物の発生抑制等の促進

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の取組やゼロエミッションの普及促進 等

## ・グリーン購入の促進

京都グリーン購入ネットワークの活動促進 等

※「グリーン購入」：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

## (7) 環境教育・環境学習の推進

「国連・持続可能な開発のための教育の10年」等を踏まえ、府内における環境教育・環境学習を総合的かつ計画的に推進するための指針「京都府・環境教育・環境学習の10年」の策定、推進

※「国連・持続可能な開発のための教育の10年」：ヨハネスブルグ・サミット実施計画等を踏まえ、「持続可能な開発」を進めていくためには、あらゆる国・地域において基礎教育、高等教育、教員教育、環境教育等を充実させることが必要であるという認識の下に、国連において、2005年から2014年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、各国政府、国際機関、NGO、団体、企業等あらゆる主体間での連携を図りながら、教育・啓発活動を推進することとされているもの。

## (8) 森林の保全・整備

### ・府民ぐるみでの森林環境の適切な保全・整備

温暖化防止モデル林の認証制度の充実  
府内産木材・バイオマスの利用促進 等

海外での環境協力事業の実施 等

## (9) 環境産業の育成

### ・環境産業の育成等

産学公連携による自然エネルギー共同研究の実施 等

## (10) 国際環境協力の推進

### ・府民ぐるみでの国際環境協力の推進

府内環境産業による国際技術協力の実施 等